

第7回
佐賀市自治基本条例検証委員会
【資料】

平成29年5月23日(火)

佐賀市 協働推進課

本日の内容

■日時 平成29年5月23日(火) 13:00~14:30(予定)

■場所 佐賀商工ビル 7階 共用大会議室B

■次第

- 1 開会 (13:00)
- 2 第7回審議事項 (13:05)
 - (1) 第6回委員会の振り返りについて
 - (2) 答申書(案)及び検証結果(案)について
- 3 事務局連絡事項
- 4 閉会 (11:30)

■会議資料

- ・資料1…第7回佐賀市自治基本条例検証委員会【資料】
- ・資料2…答申書(案)及び検証結果(案)
- ・資料3…逐条解説書変更(案)

(1) 第6回委員会の振り返りについて

(1) 条例改正の可否について

第23条 地域コミュニティ活動

【論点】

- ・ 「地域の課題を共有し、その解決を図り」という文言が重いというイメージで、その解決を図りという箇所を、「その解決に向け活動し」という表現に和らげてはどうか。地域活動はやる気と行動力がある人たちに結構頼りきりなところが多い気がしている。地域課題の解決が前面に来ると重荷に感じてしまって新しい人が入りづらいと思う。条文上でも、解決に向けてはまず一緒にやってみようということではないか。

【委員からの主なコメント】

- ・ この条文は、まず情報を共有することを目的に活動する。その解決を図ることを目的に自主的な活動をする。それから、今よりもっと活性化することを目的に自主的な活動をするという読みなので、「解決に向けて活動し」とやると、「自主的な活動」に文章が繋がらなくなってしまうということか。
- ・ [事務局] 文書法制の解釈としては、課題を共有することを目的とした活動、それから、その課題の解決を図ることを目的とした活動、それと3点目の地域の活性化を図ることを目的とした活動というのが並列になっている。解決を図ることを目的にした活動というのが、文書法制の見解では、解決に向けて活動するということとほぼ同義となると説明を受けている。
- ・ 一文で書いてあるので、3つの価値が希釈されてしまうように読める。だから、既存条文の解釈、運用でこのポイントを重視してやってもらうほうがいい気がして、やはり課題は普及啓発だと思う。優しくし過ぎても今度は鼓舞しにくいと思う。
- ・ 我々が条例をつくったときは、もう少しやわらかな文章になっていたと思うが、法律の形に整えるため随分いじられている。「解決を図り」とやってしまうと、解決を図りなさいと言って、それ以外にもう一つ、当該地域の活性化を図ることを目的にした自主的な活動をやろうと読める。

ここが検討会議で一番力を入れて書いたところで、その意図は、まず情報を共有することが大事で、それから、ごみ問題などいろいろな問題を何とかして市民が解決しないと、全部行政に頼り切りにはできないと言われたと思う。ただ、それだけでなく、まちづくり協議会なんかをつくって、お祭りを継続したいとか、もっとにぎやかにしようと若者たちが入ってくる事業というのは、多分最後の活動の目的だろうと思う。

- ・ 私も、この解説の部分をもっと優しくしたらいい気がする。逐条解説書では、1項の最初に「地域の生活に密着した課題の解決や地域の活性化を図る活動を行っている。」という言い方だけしか解説がなく、少しわかりにくいと思う。例えば、身近な地域の課題を住民がお互いに共有しという、最初につくられたようなやわらかな言い方でできれば、自

分たちでできる課題の解決に取り組み、そして、また地域の活性化を図るような活動をしよと言うようなものを、最初に入れた上で、実際に解説書に書かれているものがこれに当たるのだという書き方にしてくれると、この条文の趣旨がもう少し伝わる気がする。

- 解説で、3つが並列だということを持ってきて、自主的な活動をするという考え方の解説のところを少し改定することにして、それら3つの例示とか、そういう表現をここで書かれたらわかるかもしれない。
- 解説書で並列の関係という書き方をされてもかえって読みにくいと思う。それよりも、もう少し身近な地域の課題を住民とか市民が集まって話し合ったりすることにより共有することや、何々をすることとか、普通の日本語の表現にしたほうがいいと思う。
- [事務局] できれば箇条書きで1点目、「身近な地域の課題を共有すること」、2つ目が「その解決を図ること」、3つ目が「当該地域の活性化を図ること」、それを括弧で結んで、「を目的とした」というようなあらわし方にすると、もう少しわかりやすいと思うので、そういうところも手を加えながら、逐条解説のほうで皆様が疑問に思われないようなことを少し工夫させていただければと思う。
- 条文に手を入れることはしないで、解説編のところでも少しそこを何か表現するのか解決策を考えてほしい。
- 確かにつくって4年しか経っていないものを今改正してしまっても、逆に混乱してしまって、根づかすのが難しくなることを危惧すると、まずは解説で頑張って私たちも広めていくという活動をして、それでもやはり難しいときこそ、4年後の検証委員会での審議になる気がする。
- この次までに、このところがちょっと文章と説明の間にはっきりした関連がないので、もう少し工夫するというところでよろしいか。

検証結果：変更なし

第31条 国際的な視野の醸成

【論点】

- ・ 「文化の多様性への理解」をダイバーシティつまり性別や人種の違いに限らず、年齢、性格、学歴、価値観などの多様性まで広げてはどうか。この条例にダイバーシティをうたった条文が必要なのではないか。

前文には一応「わたしたちは、年齢や性別等に関わりなく、誰もが人と人とのつながりや温もりを感じ」とあるが、もう少し明確な立場で踏み込んだ表現が必要になってくると思う。

国際的というのはもっと広い意味での多様性の理解、またそういう人の多様性の才能とかを活用していくまちづくりが必要になってくるのではないかと思う。

【委員からの主なコメント】

- ・ 形としては、国際的な視野の醸成以外にもう1条入れることも選択肢としてあるし、前文のところをもう少し重要視しようという考え方もある。

これは条例策定の検討会議でも非常に大きな問題になって、最終的には一番大きな前文のところを示そうということで決着をつけた気がしているが、そういう議論はずっとされており、それが重要であるということは皆さん理解された上でこの条文ができてきた気がしている。

- ・ これから先の行政の中で、このダイバーシティの問題は具体的な課題としてたくさん出てくる可能性がある。特に、性差別の問題であるとか、パートナーシップというふうなもののが当然要求として出てくるだろうし、もう既にそれを制度化したところもあると聞いているので、その辺のところ具体的にでてくるということは十分考えられると思うし、それに賛否の論があることもあり得るだろう。

まだ条例が制定されて4年で、まず差し当たりはこのままでいってみようかと。もっと具体的なところになってきたときに、本当に自治の基本にかかわるといことがわかってくれば、国際と地域については誰も異存ないと思うが、ダイバーシティについて、ちょっとまだ対立軸がありそうな気もするから、そういうことについてはこれからの議論を少し待ったほうがいいのではないかという気がするが。

- ・ 委員長が発言されたように、やはり女性のことを入れるか否かが出発点だった。それを入れてしまうと、ほかのマイノリティーはどうするのかという話になって、政治、社会的にも、当時の男女共同参画の問題からして、今話されたようなセクシュアルマイノリティーの話が結構大きな問題となっている。では、4年後、ほかの問題がまたメインとして脚光を浴びているかもしれないということで、起草委員会としては、前文のところの年齢、性別等としてしまったということがある。そういうマイノリティーに対してどう対応していくかは、まずは条例云々の前に、例えば総合計画とか、教育基本計画とか、そういう施策のところでも落とし込んでまずは解決していくほうがいいと思うので、あえてこの条例に入れるというのはまだというふうに思う。
- ・ 私は、マイノリティーというよりも多様性ということが大事だと思っている。そのところをきちんと担保しながらマネジメントしていくことで、単に住みやすいとかいうレベルではなくて、佐賀がいいまちになっていくというふうな施策につながっていくと思う。

個別の施策というよりも、やはり本当は自治基本条例として取り上げることで意味があるのではないかと。

- 委員が言われているのは、佐賀の持っているよいところ。例えば、ほかの地域ではコミュニティがもうほとんど崩壊しているところもあるが、佐賀は意外と残っている。それは厄介なやつや、お節的なやつではなくて、むしろそれをポジティブに捉えようという形で、地域コミュニティの話をしていたと思う。
- 大学に通う外国の人たちが部屋を借りるのも福岡とかと比べると、トラブルが少ない。こういう田舎都市というのは、他者に対して排斥する側にいると思っていたら、意外にトラブルが少ないから、佐賀は住みやすいという留学生にたくさん出会った。だから、そういう多様性というか、いろんな人たちに対して一定程度寛容だと理解していたので、委員の意見をそういうもっとポジティブなものを積極的に生かそうというのが地域コミュニティの話だったので、それと同じように、いわゆる多様なものに対するまなざしが結構温かいというふうに、積極的に入れようという意見として聞いていた。

だから、そういう考え方は当然あるだろうと思っている。ただ、それが少しそういう優しさみたいなものが政治課題になってくることもあるから、ちょっと一筋縄ではいかないだろうと思う。

話されていることを、むしろポジティブなものとして捉えるということはある程度というふうに理解したが、ちょっとこれを条文にしていくのは一筋縄ではいかない。あくまでも感覚の問題なので。今話したことを議事録に残し、あるいは記録に残しながら、私たちはこれをポジティブなものとして捉えていこうという意見もあったことを残しておいていただけると助かる。

- [事務局]この検証委員会は4年を超えない期間ごとに条例の改正・見直しを行うため、4年に一遍は最低行うことになっている。ただ、皆様に集まっていただく機会は、無制限に設けることはできないため、今回も最初に1年ぐらいの期間の中で議論していただけないかというような、スケジュール感も申し上げたところである。

どうしても時間的な制約もあるので、今回のこのダイバーシティの件につきましては、今委員長が話されたように、皆様のご意見については検証結果に入れさせていただくということは示しているが、次回の検証のときに議題として上げてくれというような意見をいただくことも可能である。

- それと、やはり2つの意見、マイノリティーの課題と、多様性を認めるような社会という、むしろ積極的な対立概念や解決型課題ではなくて、もう少しいいものを生かそうという意見の両方があったことを記載しておいてもらえれば、この議論の中身が伝わるのではないかという気がする。
- [事務局]この自治基本条例の啓発に、さまざまところに出向いているが、その中でも、やはりまちづくりというものは、ダイバーシティの発想で、さまざまな立場の人がこのまちづくりにかかわる、そのことがよいまちづくり、活性したまちづくり、佐賀市につながっていく。だから、このダイバーシティの発想を佐賀市の強みに変えて、そして発信していく。そういったことは、日々の啓発活動の中にもぜひ取り入れていきたいと思う。
- ぜひお願いしたい。今回はこの条文の改定はせず、国際のところととめておいて、そういう議論があって、これから先、自治基本条例の中でどう取り組むか、あるいは佐賀市の

総合計画や、いろんところでそういう議論が深まって、一つの方向性、ポジティブな側の課題と、そういうマイノリティーの問題というようなものをどういうふうにさばいていくかという2つの課題があることを記載し、今後議論を深めていってほしいということでまとめさせてもらいたい。

検証結果：変更なし

(2) 答申書(案)及び検証結果(案)について

- ・ [事務局] 資料2-1の答申書の中身はまだ何も書いていない。「条例の運用状況について」に1つないしは2つの文章ぐらいでまとめさせていただく。そして、2の「条例の見直しについて」の改正すべき条文の有無については「なし」とする。
- ・ ただし、逐条解説が結構大事なので、そこについては少し説明が不足して解釈が困難な点があるので、少し見直しをしてほしい。
- ・ [事務局] 資料2-2については13ページで終わっている。12ページ以降は条例改正の可否について御議論いただいた記録を、本日の分を含め全部まとめて載せさせていただき、次回までに提示し、今回は各条文の運用状況に関する主な意見について、資料に沿って説明したい。(以下事務局から資料を説明)

- ・ このような条例ができたことを一般市民の方々に啓発運動をしていって、そこから、まちづくり協議会とかコミュニティとかつながっていているので、条例を含めた上で、そういうものにつなげていければいいのではというのを実感している。
- ・ 特に企業の人たちに対して、もう少し頑張ろうというような意見が幾つか出てきていたと思う。
私たちがいろいろなアイデアが出てくれば、企業の参考になるものがあるのかもしれない。そういうこちら側がアイデアを持って、企業に参加してもらうようなことが何かできるといいと思った。
- ・ 私の住む地域も過疎地になってしまって、小学校も全校生徒が50人を切ってしまった。それで、お嫁さんが入ってこられなくて仕事が大変という課題を地域で解決していくべきことだろうが、企業の力を借りられるいいアイデアがあったらいいと思う。
- ・ 国際交流で、日本語学校の生徒を校区の体育大会に呼んだが、保険も入っていないのにけがしたらどうするのかと言われた。せっかく国際交流したのに、その解決方法は何かないだろうか。その人たちにも1日保険をかければいいが、町費ももらっていないので、住民に理解してもらうのが非常に難しい。結局去年から廃止したが、何か悶々としたものがある。
- ・ やらない方向ではなくて、やる方向で悩んでみるというのがいいのかもしれない。私たちがイベントをたくさんやるが、保険の問題というのはいつも引っかかってくる。外国人の場合は、もう一つ知恵がいるだろう。
- ・ [事務局] 第23条の逐条解説での表記の分の宿題が1点。それから、この最終答申案と、検証結果案の説明した部分までは大丈夫だと思うので、その引き続きの部分、改正の可否について皆様に御審議いただいた部分を準備して、事前にメール、郵送等で送付しておいて、次回御審議いただくことにしたい。

(2) 答申書(案)及び検証結果(案)について

答申書案及び検証結果の案は、別添の資料2-1、資料2-2を参照。